

5. 会費（終身会費）の改定—(案)—

機親会の会費（終身会費）は、昭和54年（1979年）3月1日より変更しておらず、物価変動及び機親会活動活性化の為、現行2,000円を3,000円に改定する。

* 機親会会則

第16条（1）経費は、会費、寄付金をもって充てるが、正会員は終身会費として入会時に2,000円を納入するものとする。但し、物価の変動等がある場合は評議員会に諮り徴収額を変更することができる。

改定（案）

第16条（1）経費は、会費、寄付金をもって充てるが、正会員は終身会費として入会時に3,000円を納入するものとする。但し、物価の変動等がある場合は評議員会に諮り徴収額を変更することができる。